

【足立区公契約等審議会】会議録

会 議 名	令和４年度 第２回 【足立区公契約等審議会】	
事 務 局	総務部 契約課	
開催年月日	令和４年１０月１４日（金）	
開催時間	午後２時００分 ～ 午後４時１５分	
開催場所	足立区役所１１階 入札室	
出席者	田中 真奈美 副会長	鈴木 欽哉 委員
	秦 邦昭 委員	
欠席者	飯塚 優子 会長	
会議次第	１ 開会 ２ 議事 （１）定例審議 ・議案第１号 竹の塚温水プールほか１か所大規模改修工事 ・議案第２号 青井中学校トイレ改修工事 ・議案第３号 千住一丁目地区無電柱化整備工事（工事課工事第１１号） ・議案第４号 身体障がい者施設通所バス運行委託 ・議案第５号 足立区立学校ＩＣＴ教育推進環境追加整備・支援事業委託（令和３年度） （２）公契約制度検討審議 ・議案第６号 令和４年度の予定価格事後公表の試行実施結果について（９月１５日現在） ３ 報告事項 （１）令和４年度の不調・不落について（９月１５日現在） （２）指名停止措置状況について（５月～８月） （３）低入札調査案件について（５月～８月） （４）公契約条例アンケートの実施について （５）電子契約の導入予定について （６）発注票の表記の変更について ４ 閉会	
資 料	公契約等審議会資料	

(審議経過)

1 開会

○契約課長

本日は、飯塚会長は欠席との連絡をいただいております。本会議の成立につきましては、過半数以上の委員の出席となっておりまして、4名中3名の委員が出席されておりますので、成立ということになります。

次に、議事の順番ですが、一つ目は、議案第5号の足立区立学校ICT教育推進環境追加整備・支援事業委託（令和3年度）に関連して、秦委員の方から区の学校ICTの取組等について聞きたいとのことでしたので、担当課長が出席しております。それを踏まえまして、議案第5号を最初に行いたいということです。二つ目は、本日は傍聴人がいらっしゃいますが、議事を非公開とすべき案件の際には一旦退室いただく必要があります。しかし、出たり入ったりいただくのでは申し訳ありませんので、その案件、具体的には報告事項の（1）令和4年度の不調・不落、（3）低入札調査案件、この二つは、一番最後とさせていただきますと思います。報告事項

（1）と（3）を非公開とする理由を説明させていただきます。

○工事契約係長

（1）は不調の情報を載せさせていただいております。不調の案件については予定価格を公表しておりませんが、それも載っておりますので、非公開とさせていただきますと思います。（3）では低入札調査の結果を判断する会議録が載っておりまして、どういった対応をとることによって低入札でも落札可能になったのかが判断できてしまうので、非公開とさせていただきますと思います。

○契約課長

議事の順番についていかがでしょうか。

ー全委員了承ー

【傍聴人入室】

・会議の公開について

○田中副会長

審議会とは公開としますが、非公開情報に関する審議については、議事を非公開とします。

ー全委員了承ー

2 議事

（1） 定例審議

・定例審議抽出説明

○秦委員

定例審議案件の抽出理由ですが、工事契約案件では、契約金額が最も高いもの、区外業者が落札した案件であるもの、以上2件と異なる業種の一般土木の案件で比較的高額のもので案件内容を確認したいものを選ばせていただきました。物品契約案件では、ICT教育推進については、国を上げて取り組み、足立区でも力を入れており、予算的にも非常に大きなものになっておりますので、取り上げる必要があるということで、今までも取り上げたことがなかったため、もう一つは、比較的高額のもので案件内容を確認したいものを選ばせていただきました。

・物品契約1件

議案第5号 足立区立学校ICT教育推進環境追加整備・支援事業委託（令和3年度）

○物品契約係長

契約方式は随意契約2号該当、契約金額は2億1372万円余、契約の相手方は東日本電信電話株式会社東京事業部で港区の業者で

す。履行場所は区が指定するデータセンター外区立小中学校104か所、契約期間は令和3年7月20日から令和4年3月31日までになっております。本件は、区内小中学校104校で利用中の児童生徒用 Windows 端末5082台を、学校内利用に加えて持ち帰り時にも利用可能とするため、既設サーバ群の設定及び端末回収、再キッティング、再配布等を委託するものです。なお、キッティング等はIT機器の各種設定、ソフトウェアのインストールなどを行い、それぞれの環境に最適な状態にセットアップするものです。

随契業者の選定理由については、63頁をご覧ください。選定理由は、今回作業対象となる機器は足立区立学校ICT教育推進環境整備・支援事業委託（H30債務）にて上記事業者が構築した機器であり、上記事業者以外では作業を行うことができないというものです。なお、理由欄記載の契約はプロポーザル方式で業者特定が行われており、特定結果の公表資料については、席上配付資料の6ページでご確認いただけます。公募型のプロポーザルを行い、2者から提案書の提出があった中で、得点が高かった業者が東日本電信電話株式会社であったということになります。このプロポーザルの結果を受けまして、関連する契約については、同社と特命随意契約を結んでいるものが数件あり、5号議案の案件もその一つということになります。

○契約課長

パソコンをいつ頃から入れているか、その背景、学校でどのように活用されているのかということなどの概要について、担当課長から説明をいただき、それに応じて質問もいただければと思います。

○学校ICT推進担当課長

この契約で改修される Windows 端末につき

ましては、令和元年度にリース契約で入れたもので、パソコンの更新ということで入れたものになります。

その整備の後で、文科省からギガスクール構想が出されまして、1人1台端末、高速大容量の通信ネットワークの一体的整備というものです。環境整備というところに焦点が当たりますが、先生方が授業で実践していた教育の内容の蓄積ですとか、それに今回整備するICTをあわせまして、その結果として、学習活動の一層の充実、深い学びの視点からの授業改善を目指すものとして、ギガスクール構想が打ち出されております。

それを受けまして、足立区では足立区ICT教育推進基本方針を策定しました。方針の目標ですが、基本的に身につけておきたい学力の定着や、自ら情報を収集整理、分析をして課題を見つけ、多様な他者と共同して解決する力を育成するというものです。具体的には、学力の定着というところで、わかりやすい授業の実現ですとか、児童生徒個々に応じた指導の実現、また、課題を解決していく力の育成というところでは、情報収集ですとか、他者とのコミュニケーションツールとしてICT機器を活用していくということになっております。また、場所を選ばない学びの環境の実現ということで、端末の家庭への持ち帰り、そちらも視野に入れて基本方針を策定しております。それまで足立スタンダードという形で授業を進めてまいりましたが、それにアプリケーションとしてICT機器をどのように組み込んでいくかというところで、あくまでも例示ですが、例えば導入する段階でICT機器を使いミニテストを行って、内容を振り返ったりですとか、あとは展開の段階で、調べ学習の際には、端末を使ってインターネット検索を行ったり、また、話し合いをする場面で、これまで口頭ですとか模造紙に意見を貼ったりしていましたが、そ

の代わりにＩＣＴ機器を使って意見交換をするとか、そういったことに活用していく。まとめの段階では、導入の段階と同じようにテストをしてみて、定着度合いを確認するというような形で使っています。具体的な活用のところですが、話し合いの場面では、タブレットにホワイトボードのような機能がありまして、そこに自分たちの意見を付箋という形で貼っていけるようになっています。そういうことによって、今までは手を上げて意見を言えなかった子が、自分の意見を貼れるとか、貼られた意見がヒントになり自分の意見を出せたりして、共同的な学習が進められるようになっています。また、休校している子ですが、自宅の方にタブレットを持って帰っておりまして、オンラインで教室と繋いで、話し合いに参加できるようになっていて、時間や場所などの制約を越えるツールとして使っているような状況です。

何校か学校を回って見てきた事例ですが、コロナの関係で朝会に全体で集まらない状況でして、校長先生の話各教室に配信する形で朝会を行っていました。学校によっては、運動会の様子を持ち帰ったタブレットで、人数制限で来られない保護者に見てもらおうこともしておりました。現状としては以上のようなとなっております。

○秦委員

今回の案件は２号随契ということですが、遡って最初のもは何かというと、公募型プロポーザル方式による提案書の特定結果、これが最初の契約と考えていいですか。これに基づいて毎年、２号随契で継続して契約していて、今回の５号議案は、２号随契の令和３年度分ということですか。

○学校ＩＣＴ推進担当課長

当初契約したタブレットには、学校内での

使用を想定したものであったため、家庭で使えるような環境がありませんでした。校内用になっていたものを、家庭に持ち帰って使えるように設定変更するものです。

○秦委員

そうすると、平成３０年度の契約自身の話ではなく、家庭に持ち帰り利用するためのシステムをつくるために、この契約をしたということですか。

○学校ＩＣＴ推進担当課長

はい。

○秦委員

新たな契約は、その前とは違うことを盛り込んだということですか。仕様書を見ると、構築及び設置作業に既設サーバ群の設定変更、５０８２台のタブレットの再キッティングというものなどがありますが、いま説明されたのはこういう内容というよりも、学校内利用に加えて持ち帰り利用が可能な設定とする、そのための契約であるという理解でよろしいですか。そうすると継続的なものではなく単発のものです。

○学校ＩＣＴ推進担当課長

単発のものです。

○秦委員

この内容を見ると、例えば運用保守業務もあります、先生方へのサービスの提供というのにも入っていますので、ここは継続のように見えます。そこは継続と考えなくていいのです。あくまで家庭に持ち帰るための先生方へのサービスの提供という理解でいいということですか。そうすると少し気になります。初年度の平成３０年度のものの、これは違うものであるという話でした。令和元年度の

2号随契の契約で、これと同じ件名の契約がなされています。そして令和3年度はこの案件で、令和4年度にも契約が交わされています。同じ業務であれば、毎年発生するのはわかりますが、今のお話では追加的な業務ということでした。年度ごとに違う内容という理解でいいのですか。違いはどのようなものですか。

○物品契約係長

いわゆるベンダーロックインのようなものでして、最初のプロポーザルが基になっていますが、ここから派生したものが8本程度ありまして、特命随契で東日本電信電話と契約しています。システムの構築に関わる契約のため、やはり構築業者でないとできないということで、すべてそうした契約の形になっていると理解しています。

○秦委員

それは仕様書のどの部分が該当するのですか。具体的な内容として記載されているのは、(1)構築および設置作業と(2)運用保守業務です。当初に契約した業者でなければできないというのはどれですか。例えばACアダプタ用のテプラ作成及び学校への配布というのは、あまりあてはまらないような気がします。要するに随契理由を知りたいということです。先ほどの随契理由だと、大雑把であり具体的な中身がわかりません。持ち帰り用のソフトを入れるだけなら単発のものですが、本来のシステムを知らないといけないから、それで随契ということなのか、理由は何かです。

○契約課長

元々パソコンを入れたときに、パソコン単体を購入したのではなくそれを構築するネットワークも併せて導入しているはずです。追

加で新しいことができるようにするということについては、入れた業者しか対応できない、先ほどベンダーロックインという言い方をしましたが、システムの業界では避けられない、それ故に2号随契となっております。元々想定していなかった、学校から家庭への端末の持ち帰りという仕様変更のようなもの、これについても、元々入れた業者しか対応できないというところでの2号随契ということになっております。

○田中副会長

元々がプロポーザルで東日本電信電話に決まって、次の年もメンテナンス的なことで随意契約をして、令和3年は自宅に持って帰るためのシステム構築が必要だったということです。

○契約課長

そういう機能を付加する必要が生じたということです。

○秦委員

タブレットはWindowsが5082台、1人1台で4万5千台、そのうちクロームタブレットが1万台、それ以外のWindowsが3万台、合計で4万5千台ということになります。

○学校ICT推進担当課長

クロームが4万台、Windowsが5千台です。

○秦委員

ここに出てくるのはWindowsだけですか。クロームの方はどうなのですか。

○学校ICT推進担当課長

クロームの方は元々持ち帰れるようになっています。

○秦委員

Windows もクロームも、中の作りこみをそんなにしているのですか。作りこみをして東日本電信電話でなければできない仕組みになっているのですか。

○学校 I C T 推進担当課長

ネットワークの構築ということです。

○秦委員

ネットワークはどうにでもなりそうですが。

○総務部長

ソフトウェアはどこにでもあるものを使っていると思いますが、ネットワーク構築というところでは、他からは入れないような足立区の学校特有なところがあると思います。サーバと個々の端末それぞれにセッティングが必要な部分があると思います。

○秦委員

ネットワークだけ切り離して、システムの開発だけということであれば、切り離すことはできるのですか。必ず一緒になければならないのですか。

○総務部長

システムにもよるのではないのでしょうか。コンテンツとして何にでも載せられるものと、そうでないもの、セキュリティも含めて特有の部分はあると思います。ものによって一般のものを簡単に導入できるものと、こうした大きな学校という仕組みで使う特殊なもの、両方あると思います。

○秦委員

平成 30 年度の当初のプロポーザルによる

もの、それは技術的な専門性で判断して、選んだのが東日本電信電話だったということです。そこでネットワークとの接続という技術的な専門性があるので、あとからサービスを追加するときには、その仕組みを使わなければならない、どうしてもその業者にせざるを得ない、そういう仕組みということで理解すればいいですね。

○田中副会長

元々のプロポーザルに、授業支援ソフトと書いてあるので、何かのソフトウェアを使っているのでしょうね。

○契約課長

最初から特別仕様で作り上げている……

○田中副会長

それはわかります。遠隔授業になる前から、いろいろな大学がいろいろなシステムを買って、そこからカスタマイズ等をするのですが、メンテナンスをしてもらうにはその業者に頼まないと難しいので、そういう理解でしたのですが。

○契約課長

まさに、どのような改修でも、わからないところが入るととんでもないことになりますので、どうしてもベンダーロックイン、縛られるところはあります。

○田中副会長

そうだと思います。足立区仕様に変えているところがあると思いますので、その業者でなければ触れないのだと思います。

○秦委員

初年度が 40 億円、そのあともすごい金額が出ています。1 人 1 台でトータル 100 億

円になるとは当初から言われていました。ICT教育推進の費用は全体でどれくらいなのですか。今まで足立区のICT教育は遅れていて、全国もそうですが、それを全国がやるように、そこに乗りながら成果を上げようということで一挙に進めています。そのために区の予算をすごく使っているわけです。国費は13億円くらいでしょうか。大部分は区の予算を使っていて、それはICTを使って子ども達の教育を思いきりやっ払いこうということだと思います。全体ではどれくらいの予算規模なのか知りたかったのですが。

○契約課長

まとめてご報告させていただきたいと思います。

○秦委員

東日本電信電話が受けて、そこから委託するのではないのでしょうか。自らやっているのであれば、それでいいと思いますが、委託しているとしたら、事業全体でどの程度が委託されているのかわかりますか。

○契約課長

システムの話になるので、ここにいる者ではわかりません。確認させていただきます。

○秦委員

先生方への対応というのは、東日本電信電話が直接するのではなく、どこかがやっているのだと思います。委託の割合がどの程度あるのかです。

○鈴木委員

運用方針について教えてください。対象は教育委員会及び教職員、保護者からの直接の問い合わせは対象外となっておりますが、この意味を教えてください。パソコンを使って

いてフリーズしたりすることがありますが、そうしたときに問い合わせをして、または、遠隔操作で直してもらったりします。そこで持ち帰りの端末が使えなくなったときに、生徒や保護者はどうするのですか。対象外になっています。

○学校ICT推進担当課長

ヘルプデスクですが、子ども達には学校を通してもらうようにしております。

○鈴木委員

それは交通整理をしてということですか。生徒や保護者から一斉に問い合わせがあるとパンクしてしまうということですか。あくまで生徒や保護者が困ったときには、しっかり対応してくれるということですね。

○学校ICT推進担当課長

もちろんそうです。

○鈴木委員

子ども達が悪用するとも思えないのですが、その機器を使って悪いことをするのは可能なのですか。巨額な金額をかけて、足立区で問題があつてはと、その点は心配です。子ども達も可哀想だと思います。

○学校ICT推進担当課長

一点は、チャットと言ってラインのようなやり取りで、それがきっかけになったという話もありますので、その機能は使えないようになっております。また、悪質なサイトにいかないようにフィルタリングはかけていまして、基本的には大丈夫なようにはしておりますが、いちごっこの部分はあります。例えば、ユーチューブは使えないのですが、ある特定のサイトから見れてしまうということがあります。その場合には、情報をいただい

て、そのサイトは止めるという随時の対応をしております。

○鈴木委員

とりあえず、今までに問題になったようなことはないのですね。

○学校 I C T 推進担当課長

いまのところありません。

○田中副会長

テストをして習熟度を確認するとのことですが、データを蓄積して、学習効果があるかどうかは、今後測っていくのですか。まだ4年目ですから、これから順次とは思うのですけれども。

○学校 I C T 推進担当課長

いま A I ドリルというのをに入れてまして、それは一人一人のお子さんが解いていって、どの時点で躓いたのかを遡っていくようなものです。そうしたものは入れてますが、データの方はこれからです。

○田中副会長

総合的にわかれると、先生方が授業でどう展開していったらいいかわかるとお思いますので、是非データ収集をしていていただきたいとお思います。もう一つ、使う先生方の研修は充実して行われているでしょうか。

○学校 I C T 推進担当課長

先生方にもスキルの差が当然ありますので、本当の初心者ですと指導主事が行って、隣に座って教えることを行っていたり、ある程度できる人に対しては、もう少し上級のスキルを紹介したり、そうした研修については行っております。

○田中副会長

わかりました。苦手な人もいると思いますので。対面の良さもあれば、オンラインの良さもあると思いますので、上手に活用して子ども達の学習能力と意欲が上がるように、よろしく願いいたします。

○秦委員

足立スタンダードというのは、他区から見ても高く評価されているのは聞いていますが、I C T を活用した足立スタンダードという評価はどのようなのですか。

○学校 I C T 推進担当課長

その辺はまだ耳にしておりません。

○秦委員

細かい点ですが、中学校は35校なのに、リストに上がっている学校は34校だけです。何か事情があるのでしょうか。

○学校 I C T 推進担当課長

新田学園が、小学校の方に入っています。

○秦委員

全部やっているということですね。わかりました。

【学校 I C T 推進担当課長退室】

・工事契約3件

議案第1号 竹の塚温水プールほか1か所大規模改修工事

○工事契約係長

契約方式は条件付一般競争入札、契約種別は工事、契約金額は19億3600万円、契約の相手方は白谷・コーセー建設共同企業体、J V 案件です。予定価格については事後公表で対応させていただきまして20億62

万5千円です。1億8千万円以上の議会案件ということで、低入札価格調査及び公契約条例の対象ともなっている案件です。工事の概要としましては、足立清掃工場に隣接する竹の塚温水プール、老人会館の大規模改修工事です。こちらの建築工事に加えて、電気設備工事、機械設備工事も同時に発注させていただき、すべての改修ということになります。ご審議いただくのが、競争入札参加資格の設定内容、競争入札参加資格の審査結果、入札経過です。入札参加資格については、予定価格により2者のJVとしており、第1グループは、対象業種が建築工事、足立区にある本店で申込みを行うこと、共同運営格付がAであること、当該工事の業種について特定建設業の許可を受けていること、建設業法に定める専任の監理技術者を配置できることとしております。また、建設共同企業体内の出資比率が最大であることとしております。第2グループは、対象業種が建築工事、足立区にある本店で申込みを行うこと、共同運営格付がA又はBであること、建設業法に定める専任の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を配置できること、出資比率は10分の3以上であることとしております。審査の結果、3JVを指名し、一つは第1グループがA、第2グループがBという構成で、他の二つは双方がAという構成でした。開札結果といたしましては、初度入札で白谷・コーセー建設共同企業が落札、落札率は96.77%という結果となっています。2者の応札がありまして、1者が辞退という状況でした。

○秦委員

契約期間が3年度に跨り全体で19億円です。令和3年度分としては、期間は4分の1ですが、どの程度の工事規模になっているのですか。

○工事契約係長

単純にみますと4分の1ということになりますが、工事の内容等に応じて変わってくると思います。

○鈴木委員

金額が大きいので、JVとして参加できる区内業者が少ないというのは従前からわかっておりますが、3者のうち1者が辞退、積算日数が足りず見積金額が算定できなかったというのは、理由としてあるのでしょうか。積算ができなかったと単純に考えていいのでしょうか。業者がそう言っているのだからということかもしれませんが、元々の数が少ないので、全部に参加してもらって落札決定するのが望ましいと思います。そのあたりはどう考えればいいでしょうか。

○工事契約係長

見積もり期間につきましては、他自治体に比べ少し短いようですが、入札のスケジュール等を加味して定めさせていただいております。大きな工事が同時に発注された場合に、業者としては、すべての工事の見積もりはできませんので、狙いを定めてということになってしまいます。可能な限り平準化し、重なりがなくなるようにしていくことにより、業者の分散化が図れたらと考えております。発注時期の平準化については、入札制度改革の提言の中でも触れられておりますので、対応するよう考えているところです。

○秦委員

温水プールの工事があり、それ以外に老人会館の工事、昇降機棟等増築工事、外構工事など、いろいろな工事となっています。温水プールでは給排水工事が大きなウェートを占めそうですが、全体では建築工事の範疇の工事であるという見方をしているということでは

いいですか。全体を建築工事として見ているので、給排水設備工事の範疇とは違うと。この業者が、他の給排水工事に参加することの制限はかからないですね。

○工事契約係長

業種が異なればということです。

○秦委員

あくまで発注業種で決めているということなのでいいですね。わかりました。その確認でした。

○鈴木委員

相当の年数が経っているので、大規模改修が必要ということは想像がつくのですが、壊れたところというのは実際にあったのでしょうか。

○田中副会長

どれくらい経っているのですか。

○鈴木委員

40年くらいではないでしょうか。

○田中副会長

それでは改修が必要ですね。

○鈴木委員

これまでも改修が行われたのかはわかりませんが。

○契約課長

この温水プールというのは、元々は清掃工場の余熱を使っていましたが、確か今は来ていないようです。壊れたからかどうかはわかりませんが、いろいろ傷みは出ているでしょうね。

○田中副会長

改修工事をするということは、温水プールの方も利用者がいるということですね。区民のためにも是非お願いいたします。入札額に大きな開きがあります。元の金額が大きいので目立ちませんが、額としては大きいです。この違いは何でしょうか。

○検査担当係長（建築）

はっきりはわかりませんが、プールは全面的な改修なので、メーカー等からの見積もり関係により差が出ているのかなというところでは、全部撤去して固定の屋根に替えるもので、かなり大規模な改修になります。鉄骨工事など、いろいろなところでの業者の選択の中で生じたものと思います。

議案第2号 青井中学校トイレ改修工事

○工事契約係長

契約方式は公募型指名競争入札、契約種別は工事、契約金額は6630万円余、契約の相手方は、アネス株式会社、区外業者となります。予定価格については事前公表で6642万円余です。当該案件は区内事業者で一度入札しましたが不調になったため、再度入札に際して地域要件を緩和して区外業者を入れた案件になっています。工事の概要は、中学校の洋便器化の工事で、夏季休業中の工事になっております。ご審議いただくのが、競争入札参加資格の設定内容、競争入札参加資格の審査結果、入札経過です。入札参加資格につきましては、先ほど述べましたが当該案件は一度不調になりましたので再度入札時に地域要件を緩和しておりまして、そのため区外業者が参加できたものです。申請業種は対象業種の給排水衛生工事、共同運営の格付がA又はBであること、当該工事の業種について特定建設業の許可を受けていること、建設業

法に定める技術者を配置できること等を要件としました。地域要件を緩和したことによる入札参加者は、19ページをご覧くださいと思います。審査の結果11業者を指名しました。1番と10番が区内支店業者、4番と9番が区外業者になっています。開札結果といたしましては、初度入札でアネス株式会社が落札、落札率は99.83%という結果となっています。2者の応札がありまして、結果として区外業者が落札したということです。その他6者が辞退、1者が無効、2者が不参という結果になっております。辞退理由は予定価格との相違、技術者配置ができないということでした。

○秦委員

13ページの発注票の参加資格要件のところの本店又は主たる営業所、これは前回、主たる営業所というのは支店ということでしたが、それと同じでこれは支店と考えていいですね。これは107ページにあるように発注票等の記載は切り替えるということによろしいですか。

○工事契約係長

はい。

○秦委員

14ページの同じく発注票の参加資格要件のところの受注制限、三つあって同じトイレの案件が二つです。一つがこの案件で、地域要件の緩和がされていて、区内支店業者と区外業者が入れるようになっておりますが、もう一つの別のトイレの案件も、同じように区内支店業者と区外業者が対象という理解でいいですか。

○工事契約係長

もう一つの案件も同様に不調になってしま

いまして、同様の参加資格要件で出させていたでいております。

○秦委員

令和3年度のトイレ工事は、これより後にはありませんでしたか。

○工事契約係長

はい。

○秦委員

区内支店業者と区外業者を入れることについては、入札参加資格審査委員会で決めることになると思います。その判断基準はどうなっているか知りたいのですが。不調になって、入札参加者がなかなかいないので、環境整備をするためにということであればわかるのですが、その判断基準を教えてください。

○契約課長

入札参加資格審査委員会では一件算定をしております。まずリストを作ります。現在受注中の工事があり入札参加制限がかかっていたりなどの状況を突合してみても、ランクを緩和するのか、地域要件を緩和するのか、もしくは入札参加制限をはずすのか、具体的に一件ごとに決めています。

○秦委員

案件ごとに判断するという事で、入札参加者がある程度見込めれば、それはそのままということですか。

○契約課長

そうです。

○秦委員

不調になって見込めないとなると範囲を広げる、そういう判断をしているということでは

いいですか。

○契約課長
そうです。

○秦委員
わかりました。

○鈴木委員
いつも気になっていることです。参加資格要件に経営不振の状態にないこととあり、注書きには、経営不振の状態とは、会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てをしたときなどとなっていて、まさに倒産したときは参加資格がないということです。しかし、それは当たり前のことであり、普通では経営不振は、赤字が継続しているとか、純資産がマイナスであるとかだと思えます。ここを厳しくすればするほど、入札参加者が少なくなるということはあると思いますが、この辺をどう判断したらいいのでしょうか。赤字が続いているか続いてないかなど、最低限のところを見ているのかどうか。上場会社であれば、財務諸表を公開しているので、経営不振かどうかというのは概ねわかるのですが、多くの業者は非公開の業者だと思えますので、この辺の見方ではないでしょうか。今のところ業者が倒産したという例はほとんどないということです。比較的安心はしているところですが、この辺は課題とまでは言いませんけれども、考え方を整理していただきたいと思えます。

○工事契約係長
注書きのことにに関して、何かを区の方でいただいているということは、今のところありません。あえて言うのであれば、調達サービスの登録時に一定の書類等は提示していただ

いておりますので、それで会社の状況把握は一定程度は担保されているところであります。しかし、委員のおっしゃるところについて、区として契約をすることの責任がありますので、然るべき体制を構築することは、課題であると認識しております。

○鈴木委員
結果オーライでいくと、どこかで落とし穴にはまるがあると思います。

○秦委員
入札参加業者ですが、要件を緩和しましたが、区外業者は2者だけでした。もっと多くてもよさそうですが、その辺はどう評価していますか。

○工事契約係長
調達サービスの登録の仕方ですが、どこの自治体の仕事をしたいかということで自治体を選ぶことができます。しかし、足立区では区内業者優先で対応しておりますので、それで足立区を選択しないということがあるかもしれません。また、足立区として区外業者に発注することが、それほど数多くあるわけではないので、常態的に発注案件を確認することもないのかもしれませんが、それにより2者のみとなったのかなと推察しております。

○秦委員
希望型の入札で手を挙げたわけですが、辞退がすごく多いです。ここはどう考えればいいのでしょうか。情報だけもらいたいということで手を挙げている業者もあるということでしょうか。

○工事契約係長
推察になりますが、希望していただくと、

こちらから指名ということになります。指名の段階で初めて、図面ですとか積算に関する発注図書が提示されます。予定価格事前公表の案件ではありますが、積算をしてみて、その予定価格では割が合わない、そういったときには辞退ということになるのだと思います。この案件では落札率が99.83%というところから考えて、価格が折り合わない業者が多かったのではないかと推察しております。

○秦委員

わかりました。

○鈴木委員

因みに、トイレ工事は、ほぼ済んだと考えていいですか。

○工事契約係長

そうですね。今年も少なかったです。

議案第3号 千住一丁目地区無電柱化整備工事（工事課工事第11号）

○工事契約係長

契約方式は公募型指名競争入札、契約種別は工事、契約金額は7799万円、契約の相手方は、誠和光建株式会社、区内業者となります。予定価格については事前公表で7805万円余です。工事の概要は、千住一丁目地区の無電柱化、いわゆる電線共同溝の工事となります。席上配付資料の6ページに地図と概要が載っております。駅から少し南側に行った道路になります。こちらは国庫補助対象ということで、総合評価方式を活用しております。ご審議いただくのが、競争入札参加資格の設定内容、競争入札参加資格の審査結果、入札経過です。入札参加資格につきましては、申請業種は対象業種の一般土木工事、共同運営の格付がA又はBであること、足立

区に本店があること、当該工事の業種について特定建設業の許可を受けていること、建設業法に定める技術者を配置できることを必要としております。また、この案件は総合評価方式のため、技術者の変更についてはできないこととしております。審査をさせていただき、29ページの入札業者表のとおり2者を指名しました。開札結果といたしましては、初度入札で誠和光建株式会社が落札、落札率は99.92%という結果となっています。2者の応札がありましたが、次順位の業者については、予定価格満額の入札になっておりました。この案件につきましては、契約変更を2回行っております。1回目が工期の延伸となっております。内容としては、街路灯の建柱位置について試掘を行った結果、部材を変更する必要が生じ工期延伸を行ったものです。2回目が、変更理由としては交通誘導員の人数増量変更と、開削の結果、企業者の埋設管が支障となることが判明し、そちらを避けた敷設位置の変更ということで、これに伴う管路の延長による増額ということです。

○秦委員

総合評価方式で事前公表になる案件は、価格競争がほとんど働いておらず、ほとんど上限に貼り付いてしまい、品質だけの競争になっていますが、価格と品質の両面で競争するのが本来の考え方です。それからすると事前公表制度は見直すことを考えてはいかがですか。新たな方式で5件が実施されますが、すべて事後公表です。それが本当の姿だと思います。品質だけではなく両面からみていくことが重要だと思います。評価調書で見ると価格の差というのはゼロです。事前公表なので、業者としては品質で勝負するということで、ぎりぎりまで上げるのは当たり前です。参加者が多ければ別ですが、少なければ上限に貼り付いてしまいます。そこは自由度を設

けた方が、総合評価方式の本来の趣旨に沿ったものになると思います。そこを検討していただくというのはいかがでしょうか。

○工事契約制度改善担当係長

新方式においては事後公表としております。まさにご指摘の部分で踏まえた制度としております。ご審議いただいている本案件は旧方式によるもののため、このような形になっていますが、おっしゃるとおりです。

○契約課長

いまは試行で5件、来年度6月からは入れ替えます。

○秦委員

完全に移行する、時間の問題ということですね。わかりました。当面は並行する形ですか。

○契約課長

並行ランです。

・物品契約1件

議案第4号 身体障がい者施設通所バス運行委託

○物品契約係長

契約方式は指名競争入札、契約金額は2億2809万円余の委託案件となります。契約の相手方は東京福祉バス株式会社で荒川区南千住の業者です。契約期間は令和3年9月22日から令和5年3月31日までの債務負担契約になります。本件は、通所者等を障がい福祉センターを初めとする区内障がい施設等へ送迎、移送する委託業務です。受託者は、運転手、添乗員各1人が乗務するリフト付き車両16台に加え、必要な代替車両を用意することになっている案件です。契約期間のうち、令和3年9月22日から令和4年3月末

までの期間は車両の準備期間、そこから令和5年3月末までの1年間は実際の運行期間となっております。詳細は36ページからの仕様書にてご確認ください。審議対象アの競争入札参加資格の審査結果については、43ページの入札業者表のとおりとなります。4番は下見積業者であり受託者です。その他、過去の入札状況や他自治体の類似案件への参加状況を参考に、区内業者1者を含む全10者を選定しております。審議対象イの入札経過については、44ページ入札見積経過調書をご覧ください。選定した10者のうち3者が入札、5者が辞退、2者が不参でした。入札した3者のうち予定価格内は落札者だけでした。落札率は99.45%でした。辞退理由については、席上配付資料の4ページでご確認いただけます。車両、乗務員の手配が困難というものです。身体障がいがある方の移送業務であるため、用意する車両の仕様が細かく定められており、それを準備する必要があること、添乗員についても、実務経験やヘルパー資格等を満たす者を従事させる必要があることなどによるものと推測されます。

○鈴木委員

前年度、前々年度はどこがやっていたか。

○物品契約係長

こちらの案件は、9月22日からの契約になっていますが、9月22日から半年間程度で車両を用意して、そのあと1年間運行します。バスを用意して耐用年数がありますので、その後は長期継続契約を特命随意契約で結ぶ形になります。この案件については、東京福祉バスが区切りのたびに落札することが多いです。

○鈴木委員

安全に走っていただいているので、こちら
も安心して通行しています。バスにも足立区
の障がい者と塗装されていますので、この契
約が切れたらどうなるのかと思いながら見て
います。入札の結果は区にとってもいい結果
になっているという理解でよろしいでしょ
うか。

○物品契約係長

過去の例も調べましたが、概ね3から4者
が入札に参加していて、競争性もある程度担
保されており、なおかつ、東京福祉バス株式
会社については、これまでの履行状況に関し
て何か問題があるという話は所管から聞いて
おりません。

○鈴木委員

入谷にある結構大きな駐車場に何台ものバ
スがおいてあり、契約がなくなったらどうな
るのだろうと思っていたのですが、それでは
恣意的なものはない、この業者を優先するよ
うなものはない、あくまで競争で決めている
という理解でよろしいですね。

○物品契約係長

そのとおりです。

○秦委員

東京福祉バスというのは何年くらいになる
のですか。一度固定すると、仕様からしても
特殊性からしても、なかなか変更は難しいと
思います。

○物品契約係長

6年ごとに入札は行って……

○秦委員

業者はずっと変わってないのですか。

○物品契約係長

遡れる限りでは。この身体障がい者のバス
以外にも、巡回するバスは何種類かありまし
て、例えば中途障がい者ですと別の業者がと
っていたりもします。

○秦委員

特殊だから代替がきかないということで、
長くなる傾向はどうしてもありますし、安心
ということもあります。

○物品契約係長

わかっているところの方が安心ということ
はあると思いますが、定期的に競争入札を行
い価格で決定しております。

○秦委員

それでも、大体同じところではないでしょ
うか。。

○物品契約係長

身体障がい者については東京福祉バスで
す。

○秦委員

業者としては、受注に合わせた台数だけを
持っているものであり、新たに持つというのは
リスクになるのでしょうか。

○契約課長

タクシー会社やバス会社でもというところ
はあるのですが、添乗員の確保というところ
で、もう一つハードルがあるので、対応でき
る業者が少ないというところがあります。

○秦委員

運行が1日80キロということですが、す
ごい距離です。16台がそんなに回っている

のですか。

○鈴木委員

結構走っています。

○秦委員

乗車人員はどれくらいですか。

○契約課長

身体障がい者ですと、1台8から10人くらいです。1日に行きと帰りで2往復します。

○秦委員

指名業者ですが、どういう考え方で10者が選定されているのですか。

○物品契約係長

過去に区の案件に応札実績がある業者、他自治体の入札経過調書から拾った応札業者でランクが高いところを選定しています。

○秦委員

所在地を見ると広域になっていますね。

○物品契約係長

一般ではなく特殊な輸送を希望している業者、そのリストがあり、そこから選んでいますが、あまり数は多くないという現実があります。

○秦委員

毎回これくらいの数を指名して競争してもらうという形ですか。

○物品契約係長

そうです。

○田中副会長

金額が倍くらい違いますね。

○契約課長

足立区に実績がある東京福祉バスと日立自動車交通、もう一つは実績がないので、車庫を借りたりなど、それを積み上げると、こういう結果になったと推察しています。

○田中副会長

お諮りします。議案第1号から議案第5号までの契約手続きは、適正であったと認められるということでご了承いただけますでしょうか。

ー全委員了承ー

（２）公契約制度検討審議

議案第6号 令和4年度予定価格事後公表の試行実施結果について（令和4年9月15日現在）

○契約課長

資料64ページと席上配付資料7、8ページをご覧ください。資料には、令和4年9月15日現在の状況を記載しています。予定価格1億8000万円以上と予定価格1億円以上1億8000万円未満、それぞれ14件、16件、合計30件でした。時系列的な動きをお示ししたいということで、席上配付資料で令和3年度分を用意いたしました。65ページの表と7ページの表をお比べいただきたいのですが、それぞれ一番下に平均落札率が記載されております。令和4年度の1億円以上1億8000万円未満の平均落札率は95.19%でした。それに対して令和3年度は96.16%、前年度比でほぼ動きはなかったということです。同様に66ページと8ページの比較ですが、こちらは1億8000万円以上のものになります。令和4年度は97.02%、令和3年度は93.31%と落

札率が高くなる傾向がありました。全体的な話とすれば、このところの原材料等の価格が上がっているところもあり、区としても単品スライドというところで、原材料の高騰に対して、契約額変更の対応を図っていきいますが、そういうところも含めて、落札率へ影響しているものと考えられます。

○秦委員

辞退が、1億円以上1億8000万円未満では多いのが気になります。理由としては先ほどのもののようなことかもしれませんが。それと、8番と9番の舎人小学校の改修工事、北三谷小の改修工事は同じような改修工事ですが、一回目が不調で、次が舎人小は指名競争入札、北三谷小は通常の再公告入札でした。この違いは、どのような考え方によるものなのでしょうか。

○工事契約係長

同じような案件ではありますが、指名に切り替えた案件につきましては、緊急的な要素がありまして不調にするわけにはいかないという事情がありました。北三谷小の方は公募型で対応できるということで発注課と調整ができましたので、通常どおりの入札といたしました。

○秦委員

どれくらいの日数が短縮されたのですか。

○工事契約係長

公表の期間が指名競争入札にはありませんので、1億円を超える案件ということで、1週間ほど早まることになります。

○秦委員

それくらい緊急性があったということですか。

○工事契約係長

はい。

○秦委員

指名競争入札の方がやりやすいということはありますが、落札する可能性が高いと判断すれば、再公告で入札にかけると、難しそうだとなれば、指名で行う、緊急のときは別ですが、そういう考えになるのでしょうか。

○契約課長

それが基本的な考え方だと思います。例えば、時間をずらすことができるのであれば、事業者にとっても手持ち工事が収まり次の工事に行けるということがあります。それが期待できれば再公告入札、スケジュールがタイトになっていけば枠を広げた入札というのが、基本的な考え方です。

○田中副会長

お諮りします。議案第6号令和4年度予定価格事後公表の試行については、昨年に出された当審議会の答申も踏まえて今後も適切に対応されることを、事務局に要望することではいかがでしょうか。

ー全委員了承ー

3 報告事項

(2) 指名停止措置状況について(5月～8月)

○契約課長

指名停止の状況について一覧表を載せております。特徴的なものとしては、4番目の株式会社アクト、こちらは足立区の本店事業者になりますが、江東区の清掃工場の業務に絡み江東区の区議会議員に贈賄したというもの

で、当区においても対応させていただきました。

(質疑なし)

(4) 公契約条例アンケートの実施について

○契約課長

公契約条例アンケートを区として実施したいと思っております。これまでに、当審議会と労働報酬審議会において、ご確認いただいていたところです。目的としては、平成26年に足立区公契約条例が施行されて以降、特に内容も変えずに運用をしてきました。この間に後発の自治体も出てきましたが、足立区は対象を工事では1億8千万円以上としているのに対して、それより低い金額で運用している自治体があります。また、事業者において労務台帳作成等の負担があるという課題が出ております。ついては、現場、事業者や労働者から様々なお声をいただき、集約したところを基に、区として何ができるか、または対象範囲を拡大する必要があるかなどについて検討していきたい、そのためのアンケートになります。結果を区として分析させていただき、それを基に、労働報酬審議会、最後には当審議会において、範囲を変える必要があるか、また区としての方策として、事業者、労働者に何ができるかというところを検討していきたいと考えております。アンケートは3種類、事業者向けが1種類、労働者向けが2種類、工事用と業務委託、指定管理用です。アンケートの方法ですが、回答は郵送又はウェブでできるよう回答の手段を増やしました。また従来は、労働者の回答を事業者に集約していただいていたおりましたが、今回は直接、個別に回答していただきます。労働報酬審議会でも、事業者が介在していると答えるにくいのではないかとのご意見があり、その点の配慮という面もあります。

○鈴木委員

回答状況がよくない場合の対応について、期限を延ばす場合と締め切ってしまう場合の二通りがあると思いますが、どのように考えていますか。

○契約課長

回答期限は11月30日としていますが、あくまで目安程度のものでありますので、それ以降に帰ってくるものについても、当然、結果には反映します。回答状況を見ながら、事業者などへのお声がけもしながら対応していきます。

○鈴木委員

せっかくやる分には、できるだけ回答をいただけるようにと思います。

○秦委員

91ページの間6、対象となる契約額を引き下げたり、対象業務・施設を広げることなどにより、適用範囲を拡大するべきとの意見があります。この意見についてどのように考えますかとなっています。方向性を出して質問をするというのは、区として意図してということなのか、そうではなく単に事実として述べているだけなのでしょう。

○契約課長

背景を丁寧にお伝えしただけで、特に意図はありません。

(5) 電子契約の導入予定について

○契約課長

電子契約が広がりを見せていますが、区においては文書も紙ベースがメインというところでした。今回、自治法施行規則が改正され、積極的な活用が促され、手続きについて

も簡略化される規制緩和がありました。足立区においても、令和5年6月より、対象契約のすべてではなく、雑駁に言うとも金額の大きい契約について導入したいと考えております。すべて電子契約に移行するのではなく、事業者の意向もありますので、まずは対象の中で選択していただき、今までどおり紙ベースの契約書がいいということであれば、そちらも選択できる形になります。導入の理由ですが、導入効果ということで記載しております。ペーパーレス化、紛失防止ということもありますが、何よりも事業者にとって印紙税がなくなるというのが大きいと思います。足立区の契約で高いものになると、50万円くらいの印紙を貼らなければならないものもありますが、これがなくなるということが期待できます。ついては令和5年6月の導入を目指し、庁内と事業者への周知を図りながら進めてまいります。

○秦委員

電子調達は東京電子自治体共同運営で行っていますが、この電子契約はその制度とは別でやるのですか。

○契約課長

そうです。

○秦委員

だから区単独でできるのですね。中に入るわけではないのですか。

○契約課長

中に入りません。共同運営の方では電子契約も考えていて、使いたい自治体があればそれを使ってもいいことにはなっています。しかし横連携されている電子契約システムではありませんで、足立区が独自でいこうと判断したのは、元々、区の契約の手続きというの

が違っているということがあります。そうした手前の入札契約という背景を含めて電子契約という仕組みを構築しないと、共同運営が作ったものを入れても、足立区で使えるかというと、そこは違うので、足立区は足立区のルールに従ったものを最初から区で作らせていただくこととしました。

○秦委員

使えるものは使った方がよさそうですが、そんなに違うものなのですか。

○契約課長

浦安市に見に行ったのですが、例えば契約書、足立区では区が契約書を作り、それに押印していただきます。浦安市では事業者が契約書を作らせて浦安市が押印するようで、そこが違うところの一つです。また、役所の中の契約書の決定ルートですが、そうしたルールも違っています。そうしたルート等も違っていると、システムの作り込みも変わってきます。最初は共同運営の電子契約に乗ろうと考えていたのですが、進めている中で乗れないという判断をし、独自で動こうとなった次第です。

○秦委員

共同運営の開始はいつからですか。

○契約課長

令和5年7月からです。足立区は1か月早くしました。それには理由がありまして、大口案件には議会案件もありますが、6月か7月かによって、令和5年第2回議会定例会の案件が含まれるか含まれないかの線が引かれることになります。区としては、2定案件を含みたいということで、1か月早くできる独自のもので動きたいということです。

○田中副会長

既に電子入札が行われていて、インフラも整っているのではないのでしょうか。

○契約課長

電子入札のデータが電子契約に連携される流れであればいいのですが、全く別個ということになります。

○田中副会長

システムというのは融通が利かないことがありますね。

(6) 発注票の表記の変更について

○契約課長

前回の審議会で、発注票が読みづらい、解釈が二つに分かれてしまうということがありましたので、そちらを直させていただきました。

○工事契約係長

入札参加制限に関する記載では、その案件により制限がかかるのか、それとも入札参加制限がかかった業者が参加できないのかがわかりづらいということでしたので、変更後は、「この案件については、過去の契約実績に基づき入札参加の制限を行います」とさせていただき、過去に入札参加制限がかかった業者については参加できないと、読み違いないようにいたしました。二つ目の参加資格要件に関する記載では、支店の表記が、建設業法上の営業許可を受けている足立区にある主たる営業所となっていました。足立区では主たる営業所を支店と読み替えて対応していましたが、勘違いが起これないように、記載のとおりに変更したということです。区内事業者認定基準が新しくなっていますので、こちらを活用して、「足立区競争入札参加資格における区内事業者認定基準（平成22年4月

5日22足総契発第3号）の定めるところにより、区内本店事業者又は区内支店事業者として認定された者であること」と、区内支店事業者と明記することといたしました。同様に23区についても、「東京23区にある本店又は支店もしくは営業所」とさせていただきました。

(質疑なし)

【傍聴人退室】

(1) 令和4年度の不調・不落について（9月15日現在）

○契約課長

資料の67ページになります。こちらは令和4年度のものになりますが、比較のために令和3年度のものを席上配付資料9、10ページに載せさせていただきました。併せて令和4年度について、その後の処理方法の追記をしたものも載せさせていただいています。

○秦委員

24、29の北綾瀬駅前ペDESTリアンデッキ整備工事、最初は1者希望で不調となり、地域要件を緩和した2回目で希望なしで、入札方式、さらに地域要件を緩和して再発注ということです。この地域要件はどのように変えてきているのですか。

○契約課長

1回目は区内JVで出しまして、1JVのみの希望でした。2回目では区内要件をはずして区内外のJVとしました。

○田中副会長

それでも希望なしですね。

○契約課長

1回目で希望したところも引いてしまいました。それで、区内外は問わず、J Vもはずすことにしました。

○秦委員

30から34は設計関係であり、設計関係は区外も入っていると思いますが、それでも決まらないというのは難しいですね。

○鈴木委員

北綾瀬駅前ペDESTリアンデッキ整備工事は総合評価方式ではありませんでしたか。

○工事契約係長

最初の24のときは総合評価方式のJ V案件でした。

○鈴木委員

それが変わっていったのですね。

○秦委員

29では総合評価方式をはずしたのですか。

○工事契約係長

29も総合評価方式です。

○鈴木委員

不調になったときにどうするのかは、非常に知恵がいりますね。

○秦委員

区内要件をはずしても不調になっています。

○鈴木委員

区も事業者も、お互い手間がかかっているのですね。

○秦委員

ポンプもそうです。未だに落札にはなっていないようです。特殊なものだと思いますが、当然区外も入っているということでしょうか。

○工事契約係長

そうになっています。

○秦委員

それでもだめなのですね。

○田中副会長

今年はもう発注しないと書いてあります。

○秦委員

区外を入れても難しいということですね。

予定価格超過が結構ありますが、予定価格の適正性についてはどうですか。物価高が急速に進んでいて、業者としてはそうしたことを織り込むと差が出てしまうのではないのでしょうか。不調が増えてくるのでしょうか。去年と比べてどうですか。

○工事契約係長

去年の同時期では34件で同じくらいです。

(3) 低入札調査案件について(5月～8月)

○契約課長

対象となったのは2件です。事情聴取等については、旧高野小の解体については80、81ページに、江北健康づくりセンター新築空調設備工事については83、84ページに記載しております。解体工事については、
、解体の施工については問題がないことが確認できたため、落

札決定としております。江北健康づくりセンターについては、
ところから、
低価格で入札できたことを確認し、落札決定としております。

○田中副会長

解体工事は、

。もう一つは

と思います。

4 閉会

○田中副会長

事務局から連絡事項があればお願いします。

【契約課長が次回審議会日程について説明】

○田中副会長

本日の審議会はこれまでとします。議事録は事務局で作成して、各委員に送付願います。委員全員が内容を確認後に、区長へ提出といたします。よろしいでしょうか。

ー全委員了承ー

○田中副会長

以上をもって令和4年度第2回足立区公契約等審議会を閉会します。円滑な議事進行にご協力をいただき感謝いたします。